

1 背景

- 都では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、そうした災害等による電源の喪失が直ちに生命に直結する在宅人工呼吸器使用者が、安心して療養生活を継続できるよう、「在宅人工呼吸器使用者療養支援事業」等により、区市町村を通じて非常用電源等の整備に対し支援を行ってきた。

在宅人工呼吸器の非常用電源に関する現行の制度等

- 現状、外部バッテリーを充電するための自家発電装置等に関して、都が区市町村を通じて補助を実施。
- なお、外部バッテリー自体に関しては、診療報酬が充てられている。

(1) 自家発電装置等について（区市町村を対象とした補助事業等での支援）

■在宅人工呼吸器使用者療養支援事業【区市町村包括補助】

区市町村が行う在宅人工呼吸器使用者への物品の整備に対し、都が補助を行う。

○実施主体：区市町村 ○負担割合：都 1/2、区市町村 1/2

○対象品目及び基準額：**自家発電装置 212千円、吸引器 100千円、無停電装置 41千円**

○対象経費：

(ア) 区市町村又は区市町村が補助する医療機関が、療養の安全・安心の確保に必要な補助対象品目を、在宅人工呼吸器使用者に無償で貸し出すために整備する物品の購入費

(イ) 区市町村が、療養の安全・安心の確保に必要な補助対象品目を、在宅人工呼吸器使用者に給付するための物品の購入費

○補助条件：災害時個別支援計画で、使用者が対象品目を整備する必要があることを確認できること。

(2) 外部バッテリーについて（診療報酬上の取扱い）

2012年度（平成24年度）の診療報酬改定において、外部バッテリーは人工呼吸器加算のなかに含まれると明記。

■人工呼吸器加算（在宅療養指導管理料材料加算）

「療養上必要な回路部品その他附属品（療養上必要なバッテリー及び手動式肺人工蘇生器等を含む）の費用は上記点数に含まれ、別に算定できない」

- 一方、近年では都内で記録的な豪雨が多発し、一部の地域では建物内への浸水や停電等の被害が発生するなど、改めて緊急性・特殊性の高い在宅人工呼吸器使用者に対する支援の重要性が浮き彫りとなった。
- 今後、電源確保の取組がより一層多くの区市町村にて行われるよう当該補助事業の活用を促進するとともに、在宅人工呼吸器使用者の災害時の安全性を向上させ、患者が地域で安心して療養生活を送ることができるよう環境整備を図っていく必要がある。

近年多発している風水害の状況等を踏まえて、在宅人工呼吸器使用者の療養上の課題を改めて整理し、必要に応じて施策に反映していく必要がある。

2 在宅人工呼吸器使用者の療養上の課題

- ・ 事業の中で対象としている自家発電装置は、人工呼吸器の外部バッテリーを充電する際に活用できるものであるが、一酸化炭素中毒の防止のため、屋外や風通しの良い場所で利用することが前提。
- ・ しかし、近年多発している風水害時においては、屋外に出ることは困難であり、また、大規模地震等の発生時には、木密地域では火災等の危険から屋外にて自家発電装置を使用することが難しい場合がある。

⇒ まずは、本補助事業について、屋内でも安全に外部バッテリーを充電できる機器等、必要な補助対象品目や補助の考え方を整理・検討する必要があるのではないか

■ 他自治体へのアンケート調査の実施

○ 調査概要

- ・ 対象 各道府県及び各政令市（在宅療養所管課、障害福祉所管課、児童福祉所管課等）
- ・ 調査内容 在宅人工呼吸器使用者に対する必要備品の給付又は貸与についての実施状況について調査を実施。難病・障害福祉等各国庫補助制度の活用状況、対象品目やそれらに対する考え方についても回答を得た。

○ 調査結果

（1）回答状況

- ・ 34道府県、18政令市から回答済み（2月15日時点）

（2）実施状況（右表を参照。）

- ・ 未実施33自治体、実施済18自治体、実施予定1自治体。
- ・ 国庫補助を活用せず実施しているのは、実施予定も含めて計7自治体。

実施していない	40
実施している	19
各種国庫補助事業を活用している	13
国庫補助事業をベースに、対象品目や対象者等を追加して実施	1
国庫補助を受けずに実施（単独事業）	5
実施する予定である	2
国庫補助を受けずに実施（単独事業）	2

※回答部署を基準に算出。同一自治体内の複数部署から回答があった場合は重複して計上。

■ 他自治体へのアンケート調査の実施

(3) 外部バッテリー又は蓄電池の対象品目への追加状況

- ・外部バッテリー等について補助対象としているのは、12自治体であり、単独事業として実施（実施予定含む）している全自治体で対象としている。
- ・国庫補助を活用している場合、難病制度を除けば障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業で実施されている。

(4) 外部バッテリーまたは蓄電池を対象としている場合の医療保険とのすみわけについて（一部抜粋）

- ・外部バッテリーの保有の有無を問わず、希望があれば補助対象としている。
- ・診療報酬の対象となる人工呼吸器に必要な回路部品等にあたらぬものについても対象としている。
- ・交付要綱において医療保険等の他制度による補助、給付、貸付け等の対象となっている設備等は対象とならないこととしている。
- ・主に台風停電時の使用を想定し、台風接近から通過までに長時間（時に数日）かかる場合があるため、診療報酬対象バッテリーのみでは電源確保が不十分。
- ・要綱記載の要件を満たす場合は給付している。
- ・外部バッテリーの利用時間は6～8時間程度のため、従来のバッテリーと合わせても12～16時間程度しかもたないため、人工呼吸器利用者の不安が大きい。
呼吸器業者が予備電源を届けるまで、または充電先を確保するまでのプラス6～8時間の予備電池として実施する。
- ・医療保険制度の対象となるため、人工呼吸器の専用外部バッテリーについては補助対象外としている。
（医療保険の対象とならない蓄電池等を補助の対象としている。）

(5) その他

- ・必要備品の補助ではなく、酸素濃縮器や人工呼吸器の使用にかかる電気料金の助成制度を実施している場合もある。